

令和6年3月26日付け監査結果に基づき  
講じた措置の内容について

（鹿児島県教育委員会）

令和6年7月

鹿児島県監査委員



令和6年3月26日付け監査第1144号の監査結果に基づき、令和6年6月10日付け鹿教総第101号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

鹿児島県監査委員 松 菌 英 昭  
 同 大 菌 豊  
 同 おさだ康秀  
 同 松 田 浩 孝

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
青少年研修センター	物品供用簿に登録された普通物品について、現物が確認できないものがある。 (1件)	定期監査での指摘を受け、現在登記されている全ての備品について、現物の確認を行った。 今後は、購入や処分した物品等の帳簿記載については、定期的に複数の職員で確実に確認を行うこととする。
武岡台高等学校	物品事故によるパソコンの損害が複数回発生している。 (2件 県負担額52,250円)	監査終了後、直ちに職員会議で全教職員に対し、事故の内容を周知した。 併せて、画面とキーボードの間にマウス等の物品を置かないこと、物品を持ち運ぶ際は、多くの物と一緒に持ち運ばないことなど、今回の事故を踏まえて、具体的に取り扱う際の注意事項を指導した。
加世田高等学校	物品の事故処理において、公費で支出すべき修理費を、職員に負担させているものがある。 (1件 56,210円)	個人負担していた修理費について、関係課に合議の上、速やかに処理を行った。 不測の事態で破損が生じた場合は、直ちに管理職、担当職員へ報告することを職員会議で全職員に周知した。 併せて、今回の件を踏まえ、破損した場合の適切な事務処理について共通理解を図った。
伊集院高等学校	物品事故によるパソコンの損害が複数回発生している。 (4件 県負担額224,950円)	監査終了後、直ちに職員会議で全教職員に対し、事故の内容を周知した。 併せて、校務用パソコン周辺の机上整理、飲み物を置かないこと、物品を持ち運ぶ際は、ケース等に入れ、多くの物と一緒に持ち運ばない

		ことなど、具体的に取り扱う際の注意事項を指導した。
川内高等学校	前年度と同様、物品の事故報告書を提出していないものが複数ある。(6件)	今回の件を踏まえ、物品の事故が発生した場合の事務処理について、会計規則等に基づいた処理を行うとともに、必ず管理職に報告するように指導した。
福山高等学校	前年度と同様、物品事故によるパソコンの損害が発生している。 (1件 県負担額 39,270円)	監査終了後、直ちに職員会議で全教職員に対し、事故の内容を周知した。 併せて、物品を持ち運ぶ際は、ケース等に入れ、多くの物と一緒に持ち運ばないことなど、具体的に取り扱う際の注意事項を指導した。
大島高等学校	前年度と同様、物品事故によるパソコンの損害が発生している。 (1件 県負担額 34,320円)	監査終了後、直ちに職員会議で全教職員に対し、事故の内容を周知した。 併せて、物品を持ち運ぶ際は、ケース等に入れ、多くの物と一緒に持ち運ばないことなど、具体的に取り扱う際の注意事項を指導した。
串木野特別支援学校	物品事故によるパソコンの損害が複数回発生している。 (2件 県負担額 114,950円)	監査終了後、直ちに職員会議で全教職員に対し、事故の内容を周知した。 併せて、画面を閉じる際は、何もないことを確認してから閉じることなど、具体的に取り扱う際の注意事項を指導した。